

議案第 3 4 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一  
部を次のように改正する。

別表第 1 4 を次のように改める。

別表第 1 4（第 2 条関係）

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下この表において「法」という。）  
に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物等確認申請手数料	法第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項の規定（法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知手数料	1 件につき ア 建築物 床面積の合計 3 0 平方メートル以下のもの 1 0, 0 0 0 円 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの 1 4, 0 0 0 円 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの 2 2, 0 0 0 円 2 0 0 平方メートルを超え

300平方メートル以下のもの 29,000円

300平方メートルを超えるもの 59,000円

イ 建築設備 11,000円  
(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、7,000円)

ウ 工作物 10,000円  
(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、6,000円)

備考

1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同

一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この表において「特定建築行為」という。）に限る。）であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 8,000円

3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 30,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 70,000円

(3) 16戸以上のもの 87,000円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅

の建築（特定建築行為であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 3,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 4,000円

5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 15,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 35,000円

(3) 16戸以上のもの 43,000円

6 次に掲げる場合の手数料の額は、前記の手数料の額の半額とする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害（同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した区域内又は市長がり災地として指定した区域内のり災した建築物又は工作物に係るもので、り災の日から3か月以内に建築し、又は築造するもの

		<p>(2) 公共事業により移転を命じられた日から1年以内に建築し、又は築造する建築物（従前の延べ面積を超えない部分に限る。）又は工作物</p> <p>7 市長が、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があると認める場合において、区域、期間、用途、構造等を指定したときは、当該指定に係る建築物、建築設備又は工作物に係る手数料を徴収しないものとする。</p>	
2	建築物等完了検査申請手数料	<p>法第7条第1項又は第18条第20項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料</p>	<p>1件につき</p> <p>ア 建築物（法第7条の3第1項に規定する中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）に係るものを除く。）</p> <p>床面積の合計</p> <p>30平方メートル以下のもの 18,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 26,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 40,000円</p> <p>200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 41,000円</p> <p>300平方メートルを超えるもの 47,000円</p> <p>イ 建築物（中間検査等に係るもの）</p>

			<p>床面積の合計</p> <p>30平方メートル以下のもの 17,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 24,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 37,000円</p> <p>200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 38,000円</p> <p>300平方メートルを超えるもの 44,000円</p> <p>ウ 建築設備（中間検査等に係るものを除く。） 13,000円</p> <p>エ 建築設備（中間検査等に係るもの） 12,000円</p> <p>オ 工作物 9,000円</p>
		<p>備考</p> <p>1 ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>2 1の項の備考6及び7は、この場合に準用する。</p>	
3	建築物等中	法第7条の3第1項又	1件につき

	<p>中間検査申請手数料</p>	<p>は第18条第28項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料</p>	<p>ア 建築物  中間検査等を行う部分の床面積の合計  30平方メートル以下のもの  13,000円  30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの  17,000円  100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの  21,000円  200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの  28,000円  300平方メートルを超えるもの  44,000円  イ 建築設備 12,000円  ウ 工作物 9,000円</p>
	備考		
	1の項の備考6及び7は、この場合に準用する。		
4	<p>建築物等仮使用認定申請手数料</p>	<p>法第7条の6第1項又は第18条第38項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等の仮使用の認定</p>	<p>1件につき 120,000円</p>
5	<p>仮設建築物建築許可申請</p>	<p>法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物</p>	<p>1件につき  床面積の合計</p>

	請手数料	の建築の許可	<p>100平方メートル以下のもの 18,000円</p> <p>100平方メートルを超え 500平方メートル以下のもの 62,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの 123,000円</p>
6	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	法第86条第1項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	<p>1件につき 81,000円</p> <p>(建築物の数が3以上である場合にあっては、2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を81,000円に加算した額)</p>
7	既存建築物を前提とした総合設計による建築物の特例認定申請手数料	法第86条第2項の規定に基づく建築物に関する特例の認定	<p>1件につき 81,000円</p> <p>(建築物(建築等に係るものに限る。)の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(建築等に係るものに限る。)の数に28,000円を乗じて得た額を81,000円に加算した額)</p>
8	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定	<p>1件につき 81,000円</p> <p>(建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数が2以上である場合にあっては、1を超える建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数に28,000円を乗じて得た額を81,000円に加算した額)</p>
9	建築物の認定取消申請	法第86条の5第1項の規定に基づく建築物	<p>1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額</p>



	手数料	の認定の取消し	を8,600円に加算した額
10	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する適用除外に係る認定申請手数料	法第86条の6第2項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき 29,000円
11	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	法第86条の8第1項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき 29,000円
12	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体	法第86条の8第3項の規定に基づく制限の適用除外に係る変更の認定	1件につき 29,000円

	計画の変更 認定申請手 数料		
1 3	道路位置指 定申請手数 料	法第42条第1項第5 号の規定に基づく道路 の位置の指定	1件につき 50,000円
1 4	建築物の敷 地と道路と の関係の建 築認定申請 手数料	法第43条第2項第1 号の規定に基づく建築 の認定	1件につき 29,000円
1 5	建築確認台 帳記載事項 証明書交付 手数料	建築確認台帳記載事項 に係る証明書の交付	1件につき 700円

別表第16を次のように改める。

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	法第53条第1項の規 定に基づく低炭素建築 物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅（建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省令 （平成28年経済産業省令・国土 交通省令第1号。以下この表及び 別表第18において「省令」とい う。）第10条第2号イ(2)及び 同号ロ(2)に定める基準（以下こ の表及び別表第18において「誘 導仕様基準」という。）による認

定に係るものに限る。)

1 件につき

床面積の合計

200 平方メートル未満のもの

22,000 円

200 平方メートル以上のもの

26,000 円

イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

200 平方メートル未満のもの

42,000 円

200 平方メートル以上のもの

49,000 円

ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

1 戸のもの 26,000 円

2 戸以上 5 戸以下のもの

59,000 円

6 戸以上 10 戸以下のもの

68,000 円

11 戸以上 25 戸以下のもの

91,000 円

26 戸以上のもの

129,000 円

エ 共同住宅等又は複合建築物に

係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

申請に係る戸数

1 戸のもの 49,000 円

2 戸以上 5 戸以下のもの

129,000 円

6 戸以上 10 戸以下のもの

144,000 円

11 戸以上 25 戸以下のもの

189,000 円

26 戸以上のもの

259,000 円

オ 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下この表及び別表第 18 において「非住宅建築物等」という。）のうち工場等の用に供する部分

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

117,000 円

300 平方メートル以上のもの

152,000 円

カ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの

255,000 円

300平方メートル以上のもの  
328,000円

備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 19,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 42,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 19,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 46,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 50,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 62,000円

(5) 26戸以上のもの 81,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 42,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上

等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 105,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 134,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 310,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手

		<p>数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
2	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>
		<p>ア 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 13,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 23,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 26,000円</p> <p>ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>変更に係る戸数</p> <p>1戸のもの 14,000円</p> <p>2戸以上5戸以下のもの 31,000円</p> <p>6戸以上10戸以下のもの 35,000円</p>



1 1戸以上25戸以下のもの

47,000円

2 6戸以上のもの

66,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

変更に係る戸数

1戸のもの 26,000円

2戸以上5戸以下のもの

66,000円

6戸以上10戸以下のもの

73,000円

1 1戸以上25戸以下のもの

96,000円

2 6戸以上のもの

132,000円

オ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

60,000円

300平方メートル以上のもの

77,000円

カ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

129,000円

300平方メートル以上のもの

165,000円

備考

1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数

料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 21,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 9,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 23,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 25,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 31,000円

(5) 26戸以上のもの 41,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 53,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 67,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 122,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 155,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第17の次に次の1表を加える。

別表第17の2（第2条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	区分	金額
1	法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査申請手数料	法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの(国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に係るものを除く。)に限る。	1件につき 中間検査を行う部分の盛土等面積が1万平方メートル以下のもの 5,200円

別表第18を次のように改める。

別表第18(第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第11条又は第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この表において「第1条モデル建築物法基準」という。)による判定に係るものに限る。) 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 20,000円 300平方メートル以上500

平方メートル以下のもの

29,000円

イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

22,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

31,000円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

98,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

129,000円

エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの  
173,000円

300平方メートル以上500  
平方メートル以下のもの

234,000円

オ 一戸建ての住宅（省令第1条第  
1項第2号イ（1）及び同号ロ  
（1）に定める基準（以下この表に  
おいて「計算基準」という。）に  
よる判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
39,000円

200平方メートル以上のもの  
43,000円

カ 一戸建ての住宅（省令第1条第  
1項第2号イ（2）及び同号ロ  
（2）に定める基準又は誘導仕様  
基準（以下この表において「仕様  
基準等」という。）による判定に  
係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
20,000円

200平方メートル以上のもの  
21,000円

キ 一戸建ての住宅（計算基準又は  
仕様基準等による判定に係るも

のを除く。)

1 件につき

床面積の合計

200 平方メートル未満のもの

29,000 円

200 平方メートル以上のもの

32,000 円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

4 戸以下のもの

128,000 円

5 戸以上 15 戸以下のもの

267,000 円

16 戸以上のもの

360,000 円

ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

4 戸以下のもの

56,000 円

5 戸以上 15 戸以下のもの

112,000 円

16 戸以上のもの

166,000 円

コ 共同住宅等又は複合建築物に



			<p>係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 92,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 189,000円</p> <p>16戸以上のもの 263,000円</p>
2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第11条又は第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p>

11,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

15,000円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

50,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

65,000円

エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

87,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

117,000円

オ 一戸建ての住宅（計算基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
20,000円

200平方メートル以上のもの  
22,000円

カ 一戸建ての住宅（仕様基準等による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
10,000円

200平方メートル以上のもの  
11,000円

キ 一戸建ての住宅（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
15,000円

200平方メートル以上のもの  
16,000円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

64,000円

5戸以上15戸以下のもの

134,000円

			<p>16戸以上のもの 181,000円</p> <p>ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 28,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 57,000円</p> <p>16戸以上のもの 84,000円</p> <p>コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 46,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 95,000円</p> <p>16戸以上のもの 132,000円</p>
3	軽微変更該当証明申請手数料	該法第11条又は第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）

に関する事務

1 件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

10,000円

300平方メートル以上500

平方メートル以下のもの

14,000円

イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

11,000円

300平方メートル以上500

平方メートル以下のもの

15,000円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）

1 件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

50,000円

300平方メートル以上500

平方メートル以下のもの

65,000円

エ 非住宅建築物等のうち工場等

の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの  
87,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの

117,000円

オ 一戸建ての住宅（計算基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
20,000円

200平方メートル以上のもの  
22,000円

カ 一戸建ての住宅（仕様基準等による判定に係るものに限る。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの  
10,000円

200平方メートル以上のもの  
11,000円

キ 一戸建ての住宅（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

15,000円

200平方メートル以上のもの

16,000円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

64,000円

5戸以上15戸以下のもの

134,000円

16戸以上のもの

181,000円

ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

28,000円

5戸以上15戸以下のもの

57,000円

16戸以上のもの

84,000円

コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを

除く。)

1 件につき

申請に係る戸数

4 戸以下のもの

4 6, 0 0 0 円

5 戸以上 1 5 戸以下のもの

9 5, 0 0 0 円

1 6 戸以上のもの

1 3 2, 0 0 0 円

備考

- 1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- 2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。
- 3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。
- 4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ



		ア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定める額又は備考2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は備考3の例により算定した額を合算した額とする。
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>法第29条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p> <p>ア 非住宅建築物等（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 100,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 132,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 176,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 237,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。)</p>

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

22,000円

200平方メートル以上のもの

24,000円

エ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

42,000円

200平方メートル以上のもの

46,000円

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

164,000円

5戸以上15戸以下のもの

184,000円

16戸以上のもの

236,000円

カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量

を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

申請に係る戸数

4 戸以下のもの

2 4 0, 0 0 0 円

5 戸以上 1 5 戸以下のもの

2 7 2, 0 0 0 円

1 6 戸以上のもの

3 6 5, 0 0 0 円

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

4 戸以下のもの

5 6, 0 0 0 円

5 戸以上 1 5 戸以下のもの

7 6, 0 0 0 円

1 6 戸以上のもの

1 2 8, 0 0 0 円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

131,000円

5戸以上15戸以下のもの

164,000円

16戸以上のもの

257,000円

備考

1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。

2 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金

額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下  
のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 16,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 161,000円

(3) 16戸以上のもの 188,000円

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額

から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

(3) 16戸以上のもの 318,000円

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 53,000円

(3) 16戸以上のもの 80,000円

10 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

(3) 16戸以上のもの 210,000円

11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と備考7から備考10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

12 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	<p>ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 53,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 67,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 89,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 120,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 13,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p>
---	---------------------------	-----------------------------------	---

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

23,000円

200平方メートル以上のもの

25,000円

オ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1 件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

84,000円

5戸以上15戸以下のもの

93,000円

16戸以上のもの

120,000円

カ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1 件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

122,000円

5戸以上15戸以下のもの

138,000円



16戸以上のもの

186,000円

キ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

29,000円

5戸以上15戸以下のもの

39,000円

16戸以上のもの

66,000円

ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

67,000円

5戸以上15戸以下のもの

83,000円

16戸以上のもの

131,000円

備考

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円
  - (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円
- 5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
  - (1) 300平方メートル未満のもの 82,000円
  - (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 108,000円
- 6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある

場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 8,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 81,000円

(3) 16戸以上のもの 95,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

(3) 16戸以上のもの 160,000円

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付があ

る場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 22,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 26,000円

(3) 16戸以上のもの 40,000円

1 1 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円

(3) 16戸以上のもの 106,000円

1 2 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考8から備考11までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

1 3 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第34号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	建築物等 確認申請 手数料	法第6条第1項又は第18条第2項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知手数料	1件につき ア 建築物 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 10,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 14,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 22,000円 200平方メートルを超え300平方メ	1	建築物等 確認申請 手数料	法第6条第1項又は第18条第2項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知手数料	1件につき ア 建築物 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 5,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 9,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 14,000円 200平方メートルを超え500平方メ

		<p>一トール以下のもの  <u>29,000円</u>  <u>300平方メートル</u>  <u>を超えるもの</u>  <u>59,000円</u></p> <p>イ 建築設備  <u>11,000円</u>  (確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、  <u>7,000円</u>)</p> <p>ウ 工作物 <u>10,000円</u>  (確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、<u>6,000円</u>)</p>			<p>一トール以下のもの  <u>19,000円</u>  <u>500平方メートル</u>  <u>を超えるもの</u>  <u>34,000円</u></p> <p>イ 工作物 <u>8,000円</u>  (確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、<u>4,000円</u>)</p>
備考		備考		備考	
<p>1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床</p>		<p>1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床</p>		<p>1 アの場合の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床</p>	

面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この表において「特定建築行為」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成

面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を同一敷地内において移転する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

8,000円

3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 30,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

70,000円



(3) 16戸以上のもの 87,000円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限る。）であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

3,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

4,000円

5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるも

のに限る。)であって、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 15,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
35,000円

(3) 16戸以上のもの 43,000円

6 次に掲げる場合の手数料の額は、前記の手数料の額の半額とする。

(1) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害(同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した区域内又は市長がり災地として指定した区域内のり災した建築物又は工作物に係るもので、り災の日から3か月以内に建築し、又は築造するもの

(2) 公共事業により移転を命じられた日か

2 次に掲げる場合の手数料の額は、前記の手数料の額の半額とする。

(1) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害(同条第2項の規定により同条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した区域内又は市長がり災地として指定した区域内のり災した建築物又は工作物に係るもので、り災の日から3箇月以内に建築し、又は築造するもの

(2) 公共事業により移転を命じられた日か

ら1年以内に建築し、又は築造する建築物（従前の延べ面積を超えない部分に限る。）又は工作物

ら1年以内に建築し、又は築造する建築物（従前の延べ面積を超えない部分に限る。）又は工作物

3 法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計について、前記の手数料の金額に133,000円を加算した金額とする。

4 法第20条第2号イに規定する方法により構造計算が行われた建築物に係る手数料の金額は、当該構造計算1件ごとに、その構造計算に係る建築物又は建築物の部分の床面積の合計について、前記の手数料の金額に187,000円を加算した金額とする。

5 備考3又は4の場合において、構造計算適合性判定を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更するときの床面積の合計は、変更前の建築物（当該構造計算適合性判定に係る構造計算が行われた部分に限る。）の床面積を超えない部分の床面積の2分の1及び床面積の増加する部分の床面積について算定する。

		7 市長が、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があると認める場合において、区域、期間、用途、構造等を指定したときは、当該指定に係る建築物、建築設備又は工作物に係る手数料を徴収しないものとする。	
2	建築物等 完了検査 申請手数料	法第7条第1項又は第18条第20 項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	1件につき ア 建築物（法第7条の3第1項に規定する中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）に係るものを除く。） 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 18,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 26,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

		6 市長が、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があると認める場合において、区域、期間、用途、構造等を指定したときは、当該指定に係る建築物又は工作物に係る手数料を徴収しないものとする。	
2	建築物等 完了検査 申請手数料	法第7条第1項又は第18条第16 項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	1件につき ア 建築物（法第7条の3第1項に規定する中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）に係るものを除く。） 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 10,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 12,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの

		<u>40,000円</u> <u>200平方メートル</u> <u>を超え300平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>			<u>16,000円</u> <u>200平方メートル</u> <u>を超え500平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>
		<u>41,000円</u> <u>300平方メートル</u> <u>を超えるもの</u>			<u>22,000円</u> <u>500平方メートル</u> <u>を超えるもの</u>
		<u>47,000円</u> イ 建築物（中間検査等に <u>係るもの）</u> <u>床面積の合計</u>			<u>36,000円</u> イ 建築物（中間検査等に <u>係るもの）</u> <u>床面積の合計</u>
		<u>30平方メートル以</u> <u>下のもの</u>			<u>30平方メートル以</u> <u>下のもの</u>
		<u>17,000円</u> <u>30平方メートルを</u> <u>超え100平方メー</u> <u>トル以下のもの</u>			<u>9,000円</u> <u>30平方メートルを</u> <u>超え100平方メー</u> <u>トル以下のもの</u>
		<u>24,000円</u> <u>100平方メートル</u> <u>を超え200平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>			<u>11,000円</u> <u>100平方メートル</u> <u>を超え200平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>
		<u>37,000円</u> <u>200平方メートル</u> <u>を超え300平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>			<u>15,000円</u> <u>200平方メートル</u> <u>を超え500平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u>

			<u>38,000円</u> <u>300平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>44,000円</u> ウ 建築設備（中間検査等 に係るものを除く。） <u>13,000円</u> エ 建築設備（中間検査等 に係るもの） <u>12,000円</u> オ 工作物 <u>9,000円</u>
		備考	
		1	ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
		2	1の項の備考6及び7は、この場合に準用する。
3	建築物等 中間検査	法第7条の3第1 項又は第18条第 ア 建築物	1件につき

			<u>21,000円</u> <u>500平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>35,000円</u> ウ 工作物 <u>9,000円</u>
		備考	
		1	ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
		2	1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。
3	建築物等 中間検査	法第7条の3第1 項又は第18条第 ア 建築物	1件につき

申請手数料	28項の規定（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料	中間検査等を行う部分の床面積の合計 30平方メートル以下のもの 13,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 17,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 21,000円 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 28,000円 300平方メートルを超えるもの 44,000円 イ 建築設備 12,000円 ウ 工作物 9,000円
-------	--	--

申請手数料	19項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料	中間検査等を行う部分の床面積の合計 30平方メートル以下のもの 9,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 11,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 15,000円 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 20,000円 500平方メートルを超えるもの 33,000円 イ 工作物 9,000円
-------	--	--

		備考 1の項の備考6及び7は、この場合に準用する。	
4	建築物等 仮使用認 定申請手 数料	法第7条の6第1 項又は第18条第 38項の規定（法 第87条の4又は 第88条第1項に おいて準用する場 合を含む。）に基づ く建築物等の仮使 用の認定	1件につき <u>120,000円</u>
5	仮設建築 物建築許 可申請手 数料	法第85条第6項 の規定に基づく仮 設建築物の建築の 許可	1件につき 床面積の合計 <u>100平方メートル</u> 以下のもの <u>18,000円</u> <u>100平方メートル</u> を超え <u>500平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u> <u>62,000円</u> <u>500平方メートル</u> を超えるもの <u>123,000円</u>
6	総合的設	法第86条第1項	1件につき <u>81,000</u>

		備考 1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。	
4	仮設建築 物建築許 可申請手 数料	法第85条第6項 の規定に基づく仮 設建築物の建築の 許可	1件につき 床面積の合計 <u>100平方メートル</u> 以下のもの <u>16,000円</u> <u>100平方メートル</u> を超え <u>500平方メ</u> <u>ートル以下のもの</u> <u>60,000円</u> <u>500平方メートル</u> を超えるもの <u>120,000円</u>
5	総合的設	法第86条第1項	1件につき <u>79,000</u>



	計による	の規定に基づく建	円
	一団地の	建築物に関する特例	(建築物の数が3以上で
	建築物の	の認定	ある場合にあつては、2を
	特例認定		超える建築物の数に
	申請手数		28,000円を乗じて得
	料		た額を81,000円に加
			算した額)
7	既存建築	法第86条第2項	1件につき 81,000
	物を前提	の規定に基づく建	円
	とした総	築物に関する特例	(建築物(建築等に係るも
	合的設計	の認定	の)の数が2以上
	による建		である場合にあつては、1
	築物の特		を超える建築物(建築等に
	例認定申		係るもの)の)の数に
	請手数料		28,000円を乗じて得
			た額を81,000円に加
			算した額)
8	一敷地内	法第86条の2第	1件につき 81,000
	認定建築	1項の規定に基づ	円
	物以外の	く一敷地内認定建	(建築物(新築又は増築等
	建築物の	築物以外の建築物	に係るもの)の)の数
	建築認定	の新築又は一敷地	が2以上である場合に
	申請手数	内認定建築物の増	つては、1を超える建築物
	料	築等の認定	(新築又は増築等に係る
			もの)の)の数に

	計による	の規定に基づく建	円
	一団地の	建築物に関する特例	(建築物の数が3以上で
	建築物の	の認定	ある場合にあつては、2を
	特例認定		超える建築物の数に
	申請手数		28,000円を乗じて得
	料		た額を79,000円に加
			算した額)
6	既存建築	法第86条第2項	1件につき 79,000
	物を前提	の規定に基づく建	円
	とした総	築物に関する特例	(建築物(建築等に係るも
	合的設計	の認定	の)の数が2以上
	による建		である場合にあつては、1
	築物の特		を超える建築物(建築等に
	例認定申		係るもの)の)の数に
	請手数料		28,000円を乗じて得
			た額を79,000円に加
			算した額)
7	一敷地内	法第86条の2第	1件につき 79,000
	認定建築	1項の規定に基づ	円
	物以外の	く一敷地内認定建	(建築物(新築又は増築等
	建築物の	築物以外の建築物	に係るもの)の)の数
	建築認定	の新築又は一敷地	が2以上である場合に
	申請手数	内認定建築物の増	つては、1を超える建築物
	料	築等の認定	(新築又は増築等に係る
			もの)の)の数に

			28,000円を乗じて得た額を81,000円に加算した額)
9	建築物の認定取消申請手数料	法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定の取消し	1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を8,600円に加算した額
10	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する適	法第86条の6第2項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき 29,000円

			28,000円を乗じて得た額を79,000円に加算した額)
8	建築物の認定取消申請手数料	法第86条の5第1項の規定に基づく建築物の認定の取消し	1件につき 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を6,500円に加算した額
9	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する適	法第86条の6第2項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき 27,000円

	用除外に係る認定申請手数料			
1 1	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	法第86条の8第1項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき	29,000
1 2	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	法第86条の8第3項の規定に基づく制限の適用除外に係る変更の認定	1件につき	29,000
1 3	道路位置指定申請手数料	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	1件につき	50,000
1 4	建築物の	法第43条第2項	1件につき	29,000

	用除外に係る認定申請手数料			
1 0	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	法第86条の8第1項の規定に基づく制限の適用除外に係る認定	1件につき	27,000
1 1	既存不適格建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	法第86条の8第3項の規定に基づく制限の適用除外に係る変更の認定	1件につき	27,000
1 2	道路位置指定申請手数料	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定	1件につき	50,000
1 3	建築物の	法第43条第2項	1件につき	27,000

	敷地と道 路との関 係の建築 認定申請 手数料	第1号の規定に基 づく建築の認定	円
15	建築確認 台帳記載 事項証明 書交付手 数料	建築確認台帳記載 事項に係る証明書 の交付	1件につき 700円

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	法第53条第1項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の認定	ア 一戸建ての住宅（建築 物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成 28年経済産業省令・国 土交通省令第1号。以下 この表及び別表第18に おいて「省令」という。） 第10条第2号イ(2)及 び同号ロ(2)に定める基 準（以下この表及び別表

	敷地と道 路との関 係の建築 認定申請 手数料	第1号の規定に基 づく建築の認定	円
14	建築確認 台帳記載 事項証明 書交付手 数料	建築確認台帳記載 事項に係る証明書 の交付	1件につき 700円

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料	法第53条第1項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の認定	ア 一戸建ての住宅（建築 物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成 28年経済産業省令・国 土交通省令第1号。以下 この表及び別表第18に おいて「省令」という。） 第10条第2号イ(2)及 び同号ロ(2)に定める基 準（以下この表及び別表

第18において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

22,000円

200平方メートル以上のもの

26,000円

イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

42,000円

200平方メートル以上のもの

49,000円

ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に

第18において「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。)

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

20,000円

200平方メートル以上のもの

24,000円

イ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

39,000円

200平方メートル以上のもの

47,000円

ウ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に

	<p>係るものに限る。)</p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>1戸のもの</u></p> <p><u>26,000円</u></p> <p><u>2戸以上5戸以下のもの</u></p> <p><u>59,000円</u></p> <p><u>6戸以上10戸以下のもの</u></p> <p><u>68,000円</u></p> <p><u>11戸以上25戸以下のもの</u></p> <p><u>91,000円</u></p> <p><u>26戸以上のもの</u></p> <p><u>129,000円</u></p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)</p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>1戸のもの</u></p> <p><u>49,000円</u></p> <p><u>2戸以上5戸以下のもの</u></p>		<p>係るものに限る。)</p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>戸数が1戸のもの</u></p> <p><u>24,000円</u></p> <p><u>戸数が2戸以上5戸以下のもの</u></p> <p><u>56,000円</u></p> <p><u>戸数が6戸以上10戸以下のもの</u></p> <p><u>66,000円</u></p> <p><u>戸数が11戸以上25戸以下のもの</u></p> <p><u>89,000円</u></p> <p><u>戸数が26戸以上のもの</u></p> <p><u>126,000円</u></p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)</p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>戸数が1戸のもの</u></p> <p><u>47,000円</u></p> <p><u>戸数が2戸以上5戸以下のもの</u></p>
--	--	--	---

	<p><u>の 129,000円</u></p> <p><u>6戸以上10戸以下のもの 144,000円</u></p> <p><u>11戸以上25戸以下のもの</u></p> <p><u>189,000円</u></p> <p><u>26戸以上のもの</u></p> <p><u>259,000円</u></p> <p>オ 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分 (以下この表及び別表第18において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分 1件につき</p> <p><u>床面積の合計</u></p> <p><u>300平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>117,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>152,000円</u></p> <p>カ 非住宅建築物等のうち</p>		<p><u>下のもの</u></p> <p><u>127,000円</u></p> <p><u>戸数が6戸以上10戸以下のもの</u></p> <p><u>142,000円</u></p> <p><u>戸数が11戸以上25戸以下のもの</u></p> <p><u>187,000円</u></p> <p><u>戸数が26戸以上のもの</u></p> <p><u>の 257,000円</u></p> <p>オ 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分 (以下この表及び別表第18において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分 1件につき</p> <p><u>床面積の合計</u></p> <p><u>300平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>115,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>150,000円</u></p> <p>カ 非住宅建築物等のうち</p>
--	---	--	---

		<u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>255,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>328,000円</u>			<u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>253,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>326,000円</u>
		<u>備考</u> <u>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部</u> <u>分について申請する場合の手数料の金額</u> <u>は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る</u> <u>住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額</u> <u>と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住</u> <u>宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建</u> <u>築物等のうち工場等の用に供する部分の床</u> <u>面積とみなした場合の当該床面積の合計に</u> <u>応じオに定める額を合算した額とする。</u> <u>2 非住宅建築物等について申請する場合の</u> <u>手数料の金額は、当該非住宅建築物等のう</u> <u>ち工場等の用に供する部分の床面積の合計</u> <u>に応じオに定める額と当該非住宅建築物等</u> <u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分</u>			<u>備考</u> <u>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部</u> <u>分について申請する場合の手数料の金額</u> <u>は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る</u> <u>住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額</u> <u>と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住</u> <u>宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建</u> <u>築物等のうち工場等の用に供する部分の床</u> <u>面積とみなした場合の当該床面積の合計に</u> <u>応じオに定める額を合算した額とする。</u> <u>2 非住宅建築物等について申請する場合の</u> <u>手数料の金額は、当該非住宅建築物等のう</u> <u>ち工場等の用に供する部分の床面積の合計</u> <u>に応じオに定める額と当該非住宅建築物等</u> <u>のうち工場等の用に供する部分以外の部分</u>



の床面積の合計に応じかに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

19,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機

の床面積の合計に応じかに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

19,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機

関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの  
34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの  
42,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 19,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの  
46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの  
50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの  
62,000円
- (5) 26戸以上のもの 81,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの  
34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの  
42,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 19,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの  
46,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの  
50,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの  
62,000円
- (5) 26戸以上のもの 81,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 42,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの  
117,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの  
126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの  
160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
105,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 42,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの  
117,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの  
126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの  
160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

8 オに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
105,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

134,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

310,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物

134,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

310,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物

		エネルギー消費性能判定機関であるもの (以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。			エネルギー消費性能判定機関であるもの (以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。		
		13 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。			13 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。		
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	ア 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) 1件につき 床面積の合計 200平方メートル未満のもの 13,000円 200平方メートル以上のもの 14,000円 イ 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)	2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	ア 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) 1件につき 床面積の合計 200平方メートル未満のもの 10,000円 200平方メートル以上のもの 12,000円 イ 一戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)

	<p><u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未</u>  <u>満のもの</u>  <u>23,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>26,000円</u></p> <p>ウ <u>共同住宅等又は複合建</u>  <u>築物に係る住宅部分（誘</u>  <u>導仕様基準による認定に</u>  <u>係るものに限る。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>変更に係る戸数</u>  <u>1戸のもの</u>  <u>14,000円</u>  <u>2戸以上5戸以下の</u>  <u>もの</u>  <u>31,000円</u>  <u>6戸以上10戸以下の</u>  <u>もの</u> <u>35,000円</u></p> <p><u>11戸以上25戸以下</u>  <u>のもの</u></p>		<p><u>変更に係る戸数1件につ</u>  <u>き</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未</u>  <u>満のもの</u>  <u>21,000円</u>  <u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>24,000円</u></p> <p>ウ <u>共同住宅等又は複合建</u>  <u>築物に係る住宅部分（誘</u>  <u>導仕様基準による認定に</u>  <u>係るものに限る。）</u>  <u>変更に係る戸数1件につ</u>  <u>き</u>  <u>戸数が1戸のもの</u>  <u>12,000円</u>  <u>戸数が2戸以上5戸以</u>  <u>下のもの</u>  <u>28,000円</u>  <u>戸数が6戸以上10戸</u>  <u>以下のもの</u>  <u>33,000円</u>  <u>戸数が11戸以上25</u>  <u>戸以下のもの</u></p>
--	--	--	---

		<p><u>47,000円</u>  <u>26戸以上のもの</u>  <u>66,000円</u></p>			<p><u>45,000円</u>  <u>戸数が26戸以上のもの</u>  <u>64,000円</u></p>
		<p>エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）  1件につき  <u>変更に係る戸数</u>  <u>1戸のもの</u>  <u>26,000円</u>  <u>2戸以上5戸以下のもの</u>  <u>66,000円</u>    <u>6戸以上10戸以下のもの</u>  <u>73,000円</u>    <u>11戸以上25戸以下のもの</u>  <u>96,000円</u>  <u>26戸以上のもの</u>  <u>132,000円</u></p>			<p>エ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）  <u>変更に係る戸数1件につき</u>  <u>戸数が1戸のもの</u>  <u>24,000円</u>  <u>戸数が2戸以上5戸以下のもの</u>  <u>64,000円</u>  <u>戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>  <u>71,000円</u>  <u>戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>  <u>94,000円</u>  <u>戸数が26戸以上のもの</u>  <u>130,000円</u></p>
		<p>オ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分  1件につき</p>			<p>オ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分  1件につき</p>

	<p>床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>60,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>77,000円</u></p> <p>カ 非住宅建築物等のうち</p> <p>工場等の用に供する部分</p> <p>以外の部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>129,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>165,000円</u></p>		<p>床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>58,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>75,000円</u></p> <p>カ 非住宅建築物等のうち</p> <p>工場等の用に供する部分</p> <p>以外の部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>127,000円</u></p> <p><u>300平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>163,000円</u></p>
備考	<p>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建</p>	備考	<p>1 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じウ又はエに定める額と当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分のうち共用部分の床面積を非住宅建</p>



建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機

建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じオに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物等について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じオに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じカに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

9,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機

関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの  
18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの  
21,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの  
23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの  
25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの  
31,000円
- (5) 26戸以上のもの 41,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの  
18,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの  
21,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 1戸のもの 9,000円
- (2) 2戸以上5戸以下のもの  
23,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの  
25,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの  
31,000円
- (5) 26戸以上のもの 41,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの  
59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの  
63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの  
80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
53,000円

(2) 300平方メートル以上のもの  
67,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げ

書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの  
59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの  
63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの  
80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

8 オに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
53,000円

(2) 300平方メートル以上のもの  
67,000円

9 カに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げ

る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

122,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

155,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第55条第2項において準用する法

る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

122,000円

(2) 300平方メートル以上のもの

155,000円

10 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考6又は備考7の例により算定した額と備考8の例により算定した額を合算した額とする。

11 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

12 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考10の例により算定した額と備考11の例により算定した額を合算した額とする。

13 法第55条第2項において準用する法

第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第17の2（第2条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	区分	金額
1	法第18条第1項又は第37条第1項の規定による中間検査申請手数料	法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの（国又は都	1件につき 中間検査を行う部分の盛土等面積が1万平方メートル以下のもの 5,200円

道府県、指定  
都市若しくは  
中核市が行う  
工事に係るも  
のを除く。)に  
限る。

別表第18 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第11条又は第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この表において「第1条モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。) <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>20,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル</u>

別表第18 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この表において「第1条モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。) <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>20,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル</u>

		<p><u>以下のもの</u> <u>29,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>(第1条モデル建物法基</u> <u>準による判定に係るもの</u> <u>を除く。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>22,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>31,000円</u></p> <p><u>ウ 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分(第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u></p>			<p><u>以下のもの</u> <u>29,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>(第1条モデル建物法基</u> <u>準による判定に係るもの</u> <u>を除く。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>22,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>31,000円</u></p> <p><u>ウ 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分(第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u></p>
--	--	--	--	--	--

		<p style="text-align: center;"><u>98,000円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>			<p style="text-align: center;"><u>98,000円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>	
		<p style="text-align: center;"><u>129,000円</u></p>	エ	<p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき床面積の合計</p>	エ	<p style="text-align: center;"><u>129,000円</u></p> <p>非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき床面積の合計</p>
		<p style="text-align: center;"><u>300平方メートル未満のもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>173,000円</u></p>			<p style="text-align: center;"><u>300平方メートル未満のもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>173,000円</u></p>	
		<p style="text-align: center;"><u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>234,000円</u></p>			<p style="text-align: center;"><u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>234,000円</u></p>	
		オ	<p>一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準（以下この表において「計算基準」という。）による判定に係るもの</p>			



		<p>のに限る。)</p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>39,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>43,000円</u></p> <p>カ <u>一戸建ての住宅（省令</u></p> <p><u>第1条第1項第2号イ</u></p> <p><u>(2)及び同号ロ(2)に定</u></p> <p><u>める基準又は誘導仕様基</u></p> <p><u>準（以下この表において</u></p> <p><u>「仕様基準等」という。）</u></p> <p><u>による判定に係るものに</u></p> <p><u>限る。)</u></p> <p><u>1件につき</u></p> <p><u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>20,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以</u></p> <p><u>上のもの</u></p> <p><u>21,000円</u></p>		
--	--	---	--	--

			<p>キ <u>一戸建ての住宅（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未満のもの</u> <u>29,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以上のもの</u> <u>32,000円</u></p> <p>ク <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>4戸以下のもの</u> <u>128,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>267,000円</u></p> <p><u>16戸以上のもの</u> <u>360,000円</u></p>			
--	--	--	---	--	--	--

ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

56,000円

5戸以上15戸以下のもの 112,000

円

16戸以上のもの

166,000円

コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）

1件につき

申請に係る戸数

4戸以下のもの

92,000円

5戸以上15戸以下のもの 189,000

円

			<u>16戸以上のもの</u> <u>263,000円</u>				
2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第11条又は第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>10,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u> <u>14,000円</u> イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u>	2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>10,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u> <u>14,000円</u> イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u>

		<p><u>11,000円</u>  <u>300平方メートル以</u>  <u>上500平方メートル</u>  <u>以下のもの</u></p> <p><u>15,000円</u></p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち  工場等の用に供する部分  以外の部分（第1条モデ  ル建物法基準による判定  に係るものに限る。）</p> <p>1件につき  床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u>  <u>満のもの</u></p> <p><u>50,000円</u>  <u>300平方メートル以</u>  <u>上500平方メートル</u>  <u>以下のもの</u></p> <p><u>65,000円</u></p> <p>エ 非住宅建築物等のうち  工場等の用に供する部分  以外の部分（第1条モデ  ル建物法基準による判定  に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p>			<p><u>11,000円</u>  <u>300平方メートル以</u>  <u>上500平方メートル</u>  <u>以下のもの</u></p> <p><u>15,000円</u></p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち  工場等の用に供する部分  以外の部分（第1条モデ  ル建物法基準による判定  に係るものに限る。）</p> <p>1件につき  床面積の合計</p> <p><u>300平方メートル未</u>  <u>満のもの</u></p> <p><u>50,000円</u>  <u>300平方メートル以</u>  <u>上500平方メートル</u>  <u>以下のもの</u></p> <p><u>65,000円</u></p> <p>エ 非住宅建築物等のうち  工場等の用に供する部分  以外の部分（第1条モデ  ル建物法基準による判定  に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p>
--	--	---	--	--	---

		<u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>87,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>117,000円</u>			<u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>87,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>117,000円</u>
		<u>オ 一戸建ての住宅（計算</u> <u>基準による判定に係るも</u> <u>のに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>20,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>22,000円</u>			
		<u>カ 一戸建ての住宅（仕様</u> <u>基準等による判定に係る</u> <u>ものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u>			

		<p><u>満のもの</u>  <u>10,000円</u>  <u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>11,000円</u></p>		
		<p>キ <u>一戸建ての住宅（計算</u>  <u>基準又は仕様基準等によ</u>  <u>る判定に係るものを除</u>  <u>く。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未</u>  <u>満のもの</u>  <u>15,000円</u>  <u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>16,000円</u></p>		
		<p>ク <u>共同住宅等又は複合建</u>  <u>築物に係る住宅部分（計</u>  <u>算基準による判定に係</u>  <u>るものに限る。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>申請に係る戸数</u>  <u>4戸以下のもの</u>  <u>64,000円</u></p>		

		<u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>134,000円</u>		
		<u>16戸以上のもの</u> <u>181,000円</u>		
		<u>ケ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>28,000円</u>		
		<u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>57,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>84,000円</u>		
		<u>コ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u>		



			<u>46,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの</u> <u>95,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>132,000円</u>				
3	軽微変更 該当証明 申請手数 料	法第11条又は 第12条の規定 に基づく建築物 エネルギー消費 性能確保計画の 軽微な変更に関 する事務	ア 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 (第1条モデル建物法基 準による判定に係るもの に限る。) 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>10,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>14,000円</u> イ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 (第1条モデル建物法基 準による判定に係るもの を除く。) 1件につき	3	軽微変更 該当証明 申請手数 料	法第12条の規 定に基づく建築 物エネルギー消 費性能確保計画 の軽微な変更に関 する事務	ア 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 (第1条モデル建物法基 準による判定に係るもの に限る。) 1件につき 床面積の合計 <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>10,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>14,000円</u> イ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 (第1条モデル建物法基 準による判定に係るもの を除く。) 1件につき

		<u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>11,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>15,000円</u>			<u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>11,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>15,000円</u>
		ウ 非住宅建築物等のうち <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分（第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>50,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>65,000円</u>			ウ 非住宅建築物等のうち <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分（第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>50,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>65,000円</u>
		エ 非住宅建築物等のうち <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分（第1条モデ</u>			エ 非住宅建築物等のうち <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分（第1条モデ</u>

		<u>ル建物法基準による判定に係るものを除く。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>87,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>117,000円</u>			<u>ル建物法基準による判定に係るものを除く。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>87,000円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル</u> <u>以下のもの</u> <u>117,000円</u>
		<u>オ 一戸建ての住宅（計算</u> <u>基準による判定に係るも</u> <u>のに限る。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>20,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>22,000円</u>			
		<u>カ 一戸建ての住宅（仕様</u> <u>基準等による判定に係る</u> <u>ものに限る。)</u>			

	<p><u>1 件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未</u>  <u>満のもの</u>  <u>10,000円</u>  <u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>11,000円</u></p>		
	<p>キ <u>一戸建ての住宅（計算</u>  <u>基準又は仕様基準等によ</u>  <u>る判定に係るものを除</u>  <u>く。）</u>  <u>1 件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未</u>  <u>満のもの</u>  <u>15,000円</u>  <u>200平方メートル以</u>  <u>上のもの</u>  <u>16,000円</u></p>		
	<p>ク <u>共同住宅等又は複合建</u>  <u>築物に係る住宅部分（計</u>  <u>算基準による判定に係る</u>  <u>ものに限る。）</u>  <u>1 件につき</u></p>		

		<u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>64,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの 134,000</u> <u>円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>181,000円</u>		
		<u>ケ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分（仕</u> <u>様基準等による判定に係</u> <u>るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>28,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの 57,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>84,000円</u>		
		<u>コ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分（計</u> <u>算基準又は仕様基準等に</u> <u>よる判定に係るものを除</u> <u>く。）</u>		

	<p>1 件につき 申請に係る戸数</p> <p>4 戸以下のもの 46,000円</p> <p>5 戸以上15 戸以下の もの 95,000円</p> <p>16 戸以上のもの 132,000円</p>			
<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p> <p>3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部</p>		<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p>		

		分について判定を受ける場合（住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。）の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じク、ケ又はコに定める額を合算した額とする。					
		4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア若しくはイに定める額、ウ若しくはエに定める額又は備考2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク、ケ若しくはコに定める額又は備考3の例により算定した額を合算した額とする。					
4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	ア 非住宅建築物等（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの	4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	ア 非住宅建築物等（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの

		<p><u>100,000円</u>  <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>			<p><u>98,000円</u>  <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>
		<p><u>132,000円</u>  <u>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>300平方メートル未満のもの</u></p>			<p><u>129,000円</u>  <u>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>300平方メートル未満のもの</u></p>
		<p><u>176,000円</u>  <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>			<p><u>173,000円</u>  <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u></p>
		<p><u>237,000円</u>  <u>ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未満のもの</u></p>			<p><u>234,000円</u>  <u>ウ 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u>  <u>1件につき</u>  <u>床面積の合計</u>  <u>200平方メートル未満のもの</u></p>



		<u>22,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>24,000円</u> エ <u>一戸建ての住宅（誘導</u> <u>仕様基準による認定に係</u> <u>るものを除く。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>42,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>46,000円</u> オ <u>共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u>			<u>20,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>21,000円</u> エ <u>一戸建ての住宅（誘導</u> <u>仕様基準による認定に係</u> <u>るものを除く。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>39,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>43,000円</u> オ <u>共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものに限る。）</u> <u>申請に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u>
--	--	--	--	--	---

		<u>164,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの</u> <u>184,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>236,000円</u>			<u>162,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸</u> <u>以下のもの</u> <u>181,000円</u>
		<u>カ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものを除く。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>240,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの</u> <u>272,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>365,000円</u>			<u>カ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものを除く。）</u> <u>申請に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>237,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸</u> <u>以下のもの</u> <u>269,000円</u>
		<u>キ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u>			<u>キ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u>

		<p><u>計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>4戸以下のもの</u> <u>56,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>76,000円</u></p> <p><u>16戸以上のもの</u> <u>128,000円</u></p> <p>ク <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>4戸以下のもの</u> <u>131,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下のもの</u></p>			<p><u>計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>申請に係る戸数1件につき</u></p> <p><u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>53,000円</u></p> <p><u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> <u>73,000円</u></p> <p>ク <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>申請に係る戸数1件につき</u></p> <p><u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>129,000円</u></p> <p><u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u></p>
--	--	--	--	--	---

	<u>もの</u> <u>164,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>257,000円</u>		<u>以下のもの</u> <u>161,000円</u>
<u>備考</u> <u>1 2以上の建築物について申請する場合の</u> <u>手数料の金額は、当該建築物ごとに算出</u> <u>する。</u> <u>2 複合建築物の建築物全体について申請</u> <u>する場合の手数料の金額は、当該複合建築物</u> <u>に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア</u> <u>又はイに定める額と当該複合建築物に係る</u> <u>住宅部分の戸数に応じオからクまでのい</u> <u>ずれかに定める額を合算した額とする。</u> <u>3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギ</u> <u>ー消費性能判定機関が作成した当該申請に</u> <u>係る法第30条第1項各号（法第31条第</u> <u>2項において準用する場合を含む。）に掲</u> <u>げる基準に適合していることを証する書類</u> <u>（以下この表において「誘導基準適合証」と</u> <u>いう。）の添付がある場合の手数料の金額</u> <u>は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める額を前記の手数料の金</u> <u>額から減じた金額とする。</u> <u>(1) 300平方メートル未満のもの</u>		<u>備考</u> <u>1 2以上の建築物について申請する場合の</u> <u>手数料の金額は、当該建築物ごとに算出</u> <u>する。</u> <u>2 複合建築物の建築物全体について申請</u> <u>する場合の手数料の金額は、当該複合建築物</u> <u>に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア</u> <u>又はイに定める額と当該複合建築物に係る</u> <u>住宅部分の戸数に応じオからクまでのい</u> <u>ずれかに定める額を合算した額とする。</u> <u>3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギ</u> <u>ー消費性能判定機関が作成した当該申請に</u> <u>係る法第35条第1項各号（法第36条第</u> <u>2項において準用する場合を含む。）に掲</u> <u>げる基準に適合していることを証する書類</u> <u>（以下この表において「誘導基準適合証」と</u> <u>いう。）の添付がある場合の手数料の金額</u> <u>は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める額を前記の手数料の金</u> <u>額から減じた金額とする。</u> <u>(1) 300平方メートル未満のもの</u>	

88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
16,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別

88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
15,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
16,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別

に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

38,000円

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

161,000円

(3) 16戸以上のもの 188,000円

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

38,000円

7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 152,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

161,000円

8 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

249,000円

(3) 16戸以上のもの 318,000円

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

53,000円

(3) 16戸以上のもの 80,000円

10 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

141,000円

(3) 16戸以上のもの 210,000円

11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添

(2) 5戸以上15戸以下のもの

249,000円

9 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 43,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

53,000円

10 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

141,000円

11 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添

		付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と備考7から備考10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。			付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と備考7から備考10までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。			
		12 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			12 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 53,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 67,000円	5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 50,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 65,000円	イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを



		<p>除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p> <p>89,000円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの</p> <p>120,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（誘導 仕様基準による認定に係 るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未 満のもの</p> <p>13,000円</p> <p>200平方メートル以 上のもの</p> <p>14,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（誘導 仕様基準による認定に係 るものを除く。)</p> <p>1件につき</p>			<p>除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの</p> <p>87,000円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル 以下のもの</p> <p>117,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（誘導 仕様基準による認定に係 るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未 満のもの</p> <p>10,000円</p> <p>200平方メートル以 上のもの</p> <p>11,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（誘導 仕様基準による認定に係 るものを除く。)</p> <p>1件につき</p>
--	--	---	--	--	---

		<u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>23,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>25,000円</u>			<u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>21,000円</u> <u>200平方メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>23,000円</u>
		<u>オ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>84,000円</u> <u>5戸以上15戸以下の</u> <u>もの 93,000円</u> <u>16戸以上のもの</u> <u>120,000円</u>			<u>オ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u> <u>計一次エネルギー消費量</u> <u>を算出するもの（誘導仕</u> <u>様基準による認定に係る</u> <u>ものに限る。）</u> <u>申請に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>81,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸</u> <u>以下のもの</u> <u>91,000円</u>
		<u>カ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u>			<u>カ 共同住宅等又は複合建</u> <u>築物に係る住宅部分であ</u> <u>って、共用部分の誘導設</u>

		<p><u>計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>4戸以下のもの</u> <u>122,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>138,000円</u></p> <p><u>16戸以上のもの</u> <u>186,000円</u></p> <p>キ <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>申請に係る戸数</u></p> <p><u>4戸以下のもの</u> <u>29,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下の</u></p>			<p><u>計一次エネルギー消費量を算出するもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>申請に係る戸数1件につき</u></p> <p><u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>119,000円</u></p> <p><u>戸数が5戸以上15戸以下のもの</u> <u>135,000円</u></p> <p>キ <u>共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>申請に係る戸数1件につき</u></p> <p><u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>27,000円</u></p> <p><u>戸数が5戸以上15戸</u></p>
--	--	--	--	--	--

		<p>もの <u>39,000円</u>  <u>16戸以上のもの</u>  <u>66,000円</u></p> <p>ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき  申請に係る戸数</p> <p><u>4戸以下のもの</u>  <u>67,000円</u></p> <p><u>5戸以上15戸以下のもの</u>  <u>83,000円</u></p> <p><u>16戸以上のもの</u>  <u>131,000円</u></p>			<p>以下のもの  <u>36,000円</u></p> <p>ク 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの  <u>65,000円</u></p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの  <u>81,000円</u></p>
	<p>備考</p> <p>1 <u>2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</u></p> <p>2 <u>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料</u></p>			<p>備考</p> <p>1 <u>2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</u></p> <p>2 <u>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料</u></p>	

の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。

3 複合建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの  
82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの  
108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
8,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
20,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機

(1) 300平方メートル未満のもの  
82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの  
108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
7,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
8,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの  
18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの  
20,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機

関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
81,000円

(3) 16戸以上のもの 95,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
125,000円

(3) 16戸以上のもの 160,000円

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 76,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
81,000円

9 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
125,000円

10 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 22,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
26,000円

(3) 16戸以上のもの 40,000円

1 1 クに係る申請書に、登録住宅性能評価  
機関が作成した誘導基準適合証又は市長が  
別に定める書類の添付がある場合の手数料  
の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の  
手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
71,000円

(3) 16戸以上のもの 106,000円

1 2 備考3の場合における申請書に、登録  
判定評価機関が作成した誘導基準適合証の  
添付がある場合の手数料の金額は、備考4  
又は備考5の例により算定した額と備考8  
から備考11までのいずれかの例により算  
定した額を合算した額とする。

1 3 法第31条第2項において準用する法  
第30条第2項の規定による申出をする場  
合の手数料の金額は、別表第14の1の項  
に規定する建築物等確認申請手数料の金額  
に相当する額を前記の手数料の金額に加算

(1) 4戸以下のもの 22,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
26,000円

1 1 クに係る申請書に、登録住宅性能評価  
機関が作成した誘導基準適合証又は市長が  
別に定める書類の添付がある場合の手数料  
の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の  
手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの  
71,000円

1 2 備考3の場合における申請書に、登録  
判定評価機関が作成した誘導基準適合証の  
添付がある場合の手数料の金額は、備考4  
又は備考5の例により算定した額と備考8  
から備考11までのいずれかの例により算  
定した額を合算した額とする。

1 3 法第36条第2項において準用する法  
第35条第2項の規定による申出をする場  
合の手数料の金額は、別表第14の1の項  
に規定する建築物等確認申請手数料の金額  
に相当する額を前記の手数料の金額に加算



した金額とする。			した金額とする。		
6	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	ア	非住宅建築物（第1条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）	1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円
			イ	非住宅建築物（第1条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）	1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円

						<p>ウ <u>一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未満のもの</u> <u>21,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以上のもの</u> <u>22,000円</u></p>
						<p>エ <u>一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u></p> <p><u>200平方メートル未満のもの</u> <u>39,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以上のもの</u></p>

						<p style="text-align: center;"><u>43,000円</u></p> <p>オ 共同住宅等であって、 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの</p> <p style="text-align: center;"><u>102,000円</u></p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの</p> <p style="text-align: center;"><u>117,000円</u></p> <p>カ 共同住宅等であって、 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの</p>
--	--	--	--	--	--	--

						<u>237,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸</u> <u>以下のもの</u> <u>269,000円</u>
						<u>キ 共同住宅等であって、</u> <u>共用部分の設計一次エネ</u> <u>ルギー消費量を算出しな</u> <u>いもの（省令第1条第1</u> <u>項第2号イ(2)及び同号</u> <u>ロ(2)に定める基準によ</u> <u>る認定に係るものに限</u> <u>る。）</u> <u>申請に係る戸数1件につ</u> <u>き</u> <u>戸数が4戸以下のもの</u> <u>58,000円</u> <u>戸数が5戸以上15戸</u> <u>以下のもの</u> <u>76,000円</u>
						<u>ク 共同住宅等であって、</u> <u>共用部分の設計一次エネ</u> <u>ルギー消費量を算出しな</u> <u>いもの（省令第1条第1</u> <u>項第2号イ(2)及び同号</u> <u>ロ(2)に定める基準によ</u>

					<p>る認定に係るものを除く。)</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が4戸以下のもの 129,000円</p> <p>戸数が5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手料の金額から減じた金額とする。</p>					

				<p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>88,000円</u></p> <p>(2) <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u> <u>113,000円</u></p> <p>3 <u>イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>163,000円</u></p> <p>(2) <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u> <u>218,000円</u></p> <p>4 <u>ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>16,000円</u></p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>17,000円</u></p> <p>5 <u>エに係る申請書に、登録住宅性能評価機</u></p>
--	--	--	--	---

				<p>関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>34,000円</u></p> <p>(2) <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>38,000円</u></p> <p>6 <u>オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>4戸以下のもの</u> <u>92,000円</u></p> <p>(2) <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>97,000円</u></p> <p>7 <u>カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>4戸以下のもの</u> <u>227,000円</u></p>
--	--	--	--	---

				<p>(2) <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>249,000円</u></p> <p>8 <u>キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>4戸以下のもの 48,000円</u></p> <p>(2) <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>56,000円</u></p> <p>9 <u>クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p>(1) <u>4戸以下のもの 119,000円</u></p> <p>(2) <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>141,000円</u></p> <p>10 <u>備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれか</u></p>
--	--	--	--	---



						の例により算定した額を合算した額とする。